

令和8年度 人権教育講座

カスタマー ハラスメント

何が「カスハラ」になるのかを理解する

被害者も加害者も作らない **適切な対応** を身につける



開催日

2026年 8月 27日 木

時間

9:30~11:30

場所

逗子市役所 5階会議室

対象

逗子市内在住、在学、在勤者

参加費

無料

持ち物

筆記用具

こんな方におすすめです

- ☒ トラブルが起きたときの対応に自信がない
- ☒ 知らないうちに相手を傷つける言動をしていないか不安
- ☒ 正当な苦情か、不当なクレームか判断する基準を知りたい
- ☒ 不当なクレームからの身の守り方を知りたい

令和8年8月3日(月)以降、①氏名②住所
③電話番号④講座名を、電話・ファクス・Eメール
または社会教育課の窓口にてお申込みください。

※ファクス・Eメールで申し込んで3日以内に返信がない場合はお問い合わせください。

※手話通訳、要約筆記をご希望の方は、8月14日(金)までにお申込みください。

講師プロフィール

弁護士 岸本 寛之 さん

清和総合法律事務所代表

- ・弁護士登録 2007年(弁護士歴19年)
- ・得意分野 企業法務、労務問題
- ・ケアマネ、自治体職員等向けのハラスメント研修、金融機関役員向けコンプライアンス研修 ほか
講師実績多数



【主催・問合せ】 逗子市教育委員会 社会教育課

TEL 046-873-1111 / ファクス 046-872-3115

✉ syakaikyoku@city.zushi.lg.jp



告知サイト